

古代の鑄銭司から中世の潟上荘へ

——近世・近代のムラの由緒と東禪寺・黒山遺跡——

黒羽亮太

はじめに

地域の古代史の解明に取り組もうとするとき、最大の難関として立ち上がるのが史料の僅少さ、その偏在であろう。考古学と異なつて、文献史料がこれから増えるということはまずあり得ず、現代の研究者にはどうすることもできない問題である。まれに出土文字資料に恵まれることもあるが、研究者の都合にあわせて現れるはずもなく、運命と言うほかない。それを端から期待しているようでは、研究の進展などおよそ期待できない。結局のところ、文献史料の中にわずかに残された地域に関する記述が頼りになるのだが、それも詳細については多くを語らない。

もつとも、文献史料の殻に閉じこもつてもがく必要はない。むしろ地域の古代史を豊かに描こうとするならば、考古学・美術史・地理学などの成果も踏まえる必要があることは、改めて指摘するまでもなからう。出土遺物や様々な伝世資料、仏像や絵図、地形条件などを補助線とすることで、既存の文献史料もこれまでとは違った相貌を見せることがあるということも、周知の通りである。史料解釈

の補助線には、そうした隣接諸分野の成果に加え、現代に伝えられた地名（遺称地）が活用されることもある。ただし、地名と史料とを突き合わせる際には、遺称地名が一体どこまで遡り得るのか、学術的な検証に耐え得るものであるのか、ということが常に問われることになる。

ところで、地域の歴史に対する関心は、必ずしも学問的な好奇心のみから生じるものではない。近代歴史学によるメスが入られる以前から、地域の歴史に関する言及・著述は少なくない。それ自体に褒貶を加えるつもりはないが、地域の歴史を明らかにすることは、当該地域にとつて、その由緒や伝統にも関わる重大事であり、そうした著述には少なからず、学術的には成り立ちがたい内容、場合によっては歴史の捏造をも含んでいる。先学の精力的な研究によつて、近年ではこうしたことも広く知られるようになってい^①るが、注意しなければならないのは、そうした地域の願望を含んだ〈歴史〉叙述が、知らず知らずのうちに、近代歴史学の成果の中に流れ込んでしまっている、という点である。しかも、こうした背景

を持つ「学知」は、長い「研究史」の中で繰り返し指摘されてきたために、すっかり「定説」の地位を得て、現代の学術的な態度を以てしても、なかなか振りほどくことが容易でない。

地域の〈歴史〉叙述、〈歴史〉探求の中でも、地元の地名に対する関心は大きく、そこにはさまざまな〈歴史〉が読み込まれてきた。無論、それらのすべてが学術的に無意味であると断定する必要はないが、近代歴史学がその「成果」を取り込んだとき、果たして、学問的な態度で、批判的な検証が十分になされたであろうか。本稿で問題にしたいのは、そのことである。前近代以来の「研究史」を持つことは、決して憎むべきことではなく、むしろ誇るべきことであろう。しかし、それを先行研究として扱う以上、現在の水準に照らして学問的批判に耐え得るものでなければ、依拠してはならないのである。

やや前置きが長くなったが、本稿では古代の周防鑄銭司とその所在地である周防国吉敷郡南部（現在の山口市南部）における地名伝承、それに関わる地元の動き、そして先行研究の指摘を、改めて問い直すことにしたい。それは必ずしも地域にとって望ましい結果にはならないかもしれないが、学術的な態度で新しい地域史を描きたいと思う。

第1章 鑄銭司の「司家」をめぐる

第1節 鑄銭司所在論と発掘調査

周防鑄銭司は周知の通り、平安初期の天長二年（八二五）に周防国吉敷郡に成立した鑄銭司のことで、これ以降、日本の古代錢貨を継続的に鑄造した唯一の行政組織である。筆者はこれまでも鑄銭司について論じたことがあるので、その成立と展開についての詳細はそれらに譲ることにするが、現在の山口市鑄銭司地区の名は、鑄銭司という官司がこの地に置かれたことを確実に伝えてくれていることを改めて指摘しておこう。地区の一面にある字大畠では発掘調査も実施され、出土資料などから、鑄銭司の遺跡として国指定史跡になっている。

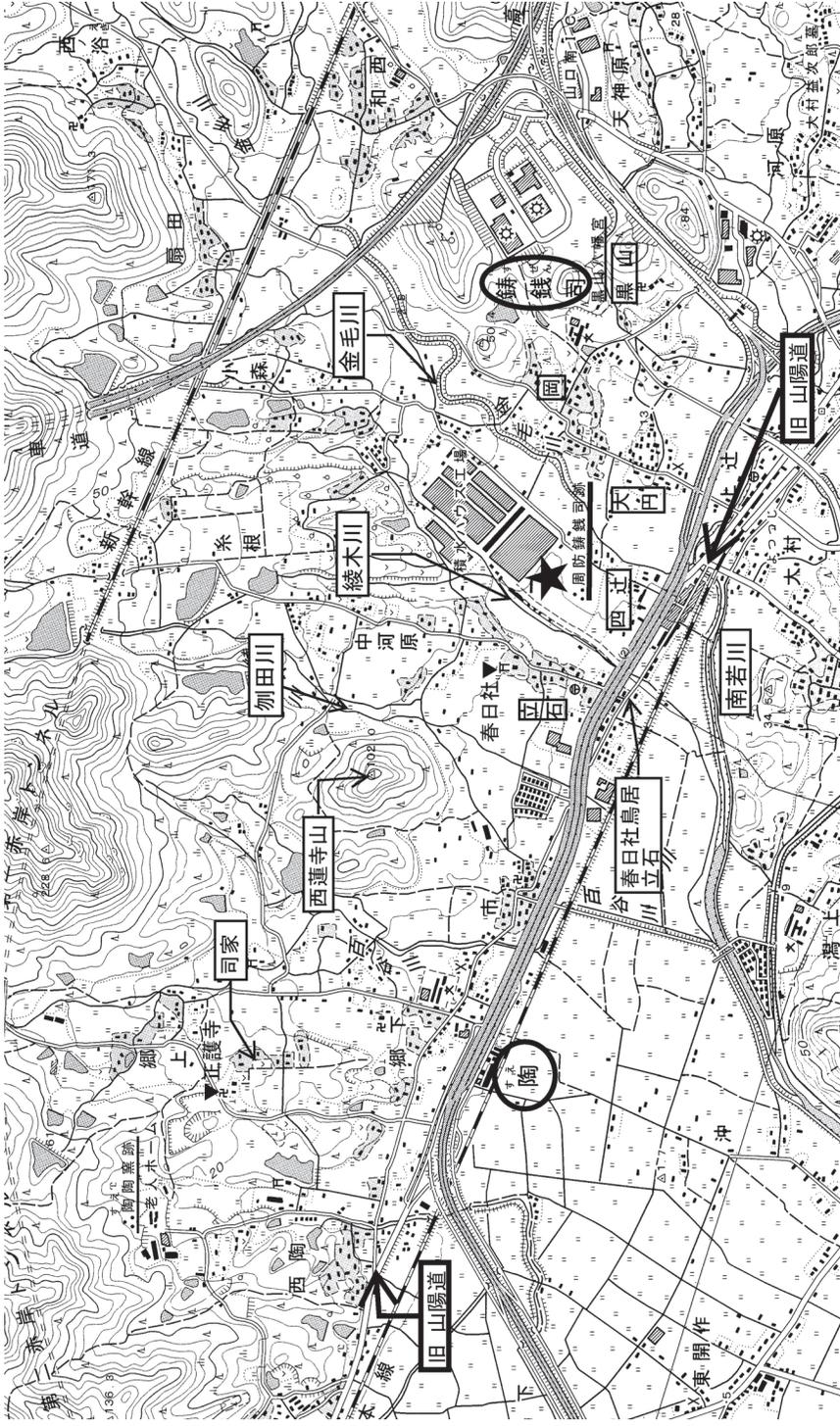
以上のことは、今となつてはさも当然のことに感じるが、実のところ、この鑄銭司故地の確定に果たした考古学の役割は小さくない。というのも、考古学という新しいアプローチが行われるまで、意外にも、鑄銭司の故地の有力な候補は、鑄銭司地区とは別の場所に存在したのである。

鑄銭司は太政官に直結する京官であったため、地方に所在の官司ではありながら、朝廷の記録にも幾度か顔を見せる。

【史料①】『続日本後紀』承和一四年（八四七）二月乙未条

周防国・鑄銭司言、遷立司家東方瀉上山者。許之。逐伐樹木也。

この史料には「瀉上」の名も見えているが、これもまた、この地



【地図】 史跡周防鑄銭司とその周辺 (国土地理院発行1/25,000地形図「小郡」をベースに作成)

域に伝わる地名と一致しており、考古学という方法を持たない前近代においては、こうした史料と現地の地名をどのように結びつけて理解するか、ということが鑄銭司所在論の主要な論点だったのである。かかる議論の中で注目されたのは、鑄銭司地区の西隣にある陶地区の「寺家」（現在の字名は「地家」という地名であった³。陶地区の「寺家」こそは、史料①に見える鑄銭司「司家」の故地であり、承和一四年に、鑄銭司はこの寺家（司家）の地から東方の潟上山に移転したのだ、とされた。そして、その「東方潟上山」は西蓮寺山（現在の陶地区糸根）がそれに当たると理解されたわけである⁴。「潟上」が陶・鑄銭司地域一帯を指す地名であるにもかかわらず、寺家（司家）から東にある丘陵の中でも特に西蓮寺山を「潟上山」と考えたのは、この周囲に「鑄銭坊」「銭庫」という字名が残されていたからでもあった。

ところが戦後、発掘調査が実施されるに及び、こうした理解は修正を迫られることになる。西蓮寺山よりもさらに東方の鑄銭司地区字大畠において鑄銭事業に関わる遺構・遺物が発見されたためである。鑄銭司地区から平安期の鑄銭関連遺物が見つかった以上、ここに鑄銭司の遺跡があったことは否定できない。このため、八木充は発掘調査報告書の中で、次のような理解を示した。すなわち天長二年の周防鑄銭司成立当初、司家（＝行政部門）は陶地区の寺家（司家）に、工房部門は鑄銭司地区大畠に存在したが、承和一四年に至り、司家はより工房に近い西蓮寺山へ移転した⁵。これは要するに、

地名を根拠にした前近代の所在論と、考古学の成果とを組み合わせた折衷案なのだが、私見では、報告書の中でこうした見解が示されたことが、混乱の引き金を引いてしまったと考える。というのも、工房の所在が発掘調査成果に基づいた見解であるのに対し、行政部門の所在に関しては、発掘調査が行われたわけでもなく、前近代以来の地名による議論を、そのまま踏襲した見方なのである。言うなれば玉石混淆、現代の学術的な成果の中に前近代の考えが入り込む状況が生まれてしまったということになろう。

もつとも八木の理解に、従うべき点が全くないわけではない。近年、山口大学と山口市教育委員会によって、約半世紀ぶりの発掘調査が進められている⁶。この最近の調査では、字大畠の地下に眠る平安時代の遺跡が、周防鑄銭司のそれであることが改めて確認されたほか、新たな発見もあった。それは承和昌宝（八三五～八四八）・饒益神宝（八五九～八七〇）の鑄損じ銭、および未使用とみられる富寿神宝（八一八～八三五）の発見である⁷。承和昌宝鑄損じ銭の発見はとりわけ重要である。前掲史料①によれば、鑄銭司による「司家」移転申請に対して、朝廷から許可が出されたことがわかるが、実際の移転はこれよりも後であろうから、新たな施設の建設に要する時間を考えれば、もしこの時に工房・鑄造施設も移動したとすると、新たな場所での鑄造開始は早くとも翌年の嘉祥元年以降のことであろう。ところがこの嘉祥元年は、承和昌宝にかわって長年大宝（八四八～八五九）という新たな銭貨の鑄造が命じられた年であっ

た。仮に新銭の鑄造が嘉祥二年からだったとしても、「司家」移転認可記事以降の承和昌宝鑄造は一年ほどだったと考えざるを得ない。

つまり新発見の承和昌宝は、こうした一年ほどの期間に鑄造されたものであるという極端な可能性を想定しない限り、これは「司家」移転前の時期に鑄造されたものであると考えざるを得ない。加えて、未使用とみられる富寿神宝（承和昌宝よりも以前、周防鑄銭司成立時点で鑄造されていた錢貨）も見つかった点からすれば、周防鑄銭司による錢貨鑄造は、それが成立した当初から、この場所で行われたと考えるのが穏当であろう。

すると、承和一四年頃に鑄銭司「司家」の移転許可があったことは史料上明白である（史料①）にもかかわらず、鑄銭司の核心とも言うべき錢貨鑄造にかかわる施設は、天長二年の成立から、承和一四年以降、少なくとも饒益神宝のころまでは、移転することなく、ずっと宇大島の地に存在していたことになる。その上で、考古学的成果と史料①とを齟齬無く理解しようとするならば、鑄銭司は司家移転許可の後も一〇年以上は移転せずに操業を続け、その後によく移転したと考えるか（A説）、あるいは承和一四年に移転許可が出た「司家」とは、官司の政務・文書行政を行う官舎のことで、工房を除くこれら施設のみがここで移転した（B説）、とせねばなるまい。要するに司家と工房とを区別して理解した点では、八木説はなお有効である可能性（B説）が否定できないのである。

第2節 ムラの由緒としての鑄銭司

ここで改めて問題となるのは、史料①に記された移転先の「東方湯上山」とはどこか、B説のように工房と行政部門を分けて考える場合、移転前の「司家」（行政部門）はどこにあったのか、ということである。A説を採る場合でも、現在のところ史料東南部で見つかっているのは鑄造関連施設であると見られるから、これらを管理し、官司としての政務を行う施設がどこにあったのかという問題は、なお検討課題として残される。この点、B説を採る八木は、陶地区の「寺家（司家）」こそが移転前の司家の所在地であったとするのだが、これは先述のとおり、前近代の地名に基づく所在論を踏襲した理解である。それでは、この前近代の「成果」は信用に足るものなのであろうか。

移転前の司家を陶地区「寺家（司家）」に求める理解は、近藤清石『山口県風土誌』（一九〇四年刊）や御園生翁甫『防長地名淵鑑』（一九三二年刊）など、山口県の地域史研究に欠かすことのできない近代の著作の中には、すでに繰り返し述べられているが、管見の限り、そのもつとも古い記述は天明五年（一七八五）の『鑄銭司物語』に認められる。この『鑄銭司物語』なる著述については後述するとして、ここでは、それから半世紀ほど後の天保一三年（一八四二）頃にまとめられた『防長風土注進案』（以下、『注進案』）を取り上げたい。『注進案』は近世後期の萩藩が藩内の諸村の様々な情報をまとめた書物で、名所・旧跡や地名の由来に関する記述などに

は、当時の「歴史認識」をうかがうこともできる。

【史料②】『注進案』小郡宰判、第一五、陶村、三八九頁

地家ジケ（又寺家とも） 陶村の内正護寺の東の地なり

郡庁評、天長八年此地へ初て鑄銭司を置れし時よりの官所なるへし、されハ文字にも司家ジケと書へきを誤りてかくは伝しならん、されと其ことはハじけとこそハのこりたれ、さてこの司家を承和十四年に至りて東方潟上山に遷されたるなり

ここで確認しておきたいのは、少なくともこの時点で、地元に残された地名は「地家」ないし「寺家」であって、「司家」ではなかった、ということである。その上で、次の史料を見られたい。

【史料③】『防長地下上申』（以下、『地下上申』）吉敷郡鑄銭司村由

来書、七三二頁

一、右寺家村と申は、往古より今以正護寺之門前成里故か、寺家村と申しならハし候由申伝候事

この史料は萩藩と支藩内の村々からの上申を編纂した書物で、右に引用したのは寛保二年（一七四二）に鑄銭司村庄屋の末田四郎兵衛が提出した記事である。⁸ すなわち史料②『注進案』より一〇〇年以上、『鑄銭司物語』からでも半世紀ほど遡る史料ということになる。そこには「寺家」の地名が正護寺という寺院に由来するとの認識が地元の言い伝えとして示される一方、鑄銭司司家の故地であるとの説はどこにも書かれていない。一八世紀前半には、「寺家」が

鑄銭司の故地であるとの認識は、地元には全く存在せず、それは後の時代になって登場した見解だったのである。

正護寺は、大内氏の家臣で支族でもあった陶氏の居館に建てられた中世寺院である。現在でも「寺家」に隣接して「寺中（てらなか）」、少し離れたところには「寺ノ下」といった字名が残っていることを踏まえるならば、「寺家」もまた寺院、すなわち正護寺に由来する地名と考えるべきであろう。一六世紀後半の戦火で焼失した正護寺に由来する地名が、一八世紀初頭の地元の村に残されていた可能性は十分に考えられるのに対し、江戸時代の後半になって、それまで確認できなかった一〇〇〇年も前の「由緒」が突然指摘され出したことは、現代の歴史学の目から見れば、訝しむべき事態だと言わざるを得ない。

どうやら江戸時代の陶村は、隣接する鑄銭司村に対して含むところがあつたらしい。例えば『地下上申』には「陶鑄銭司村」と記すこともあるものの、末田四郎兵衛が提出した「鑄銭司村由来書」が「記すように、「陶村」は「鑄銭司村」の中の「小村」、いわば枝郷の扱いだつたようなのである。この点は、『地下上申』と対をなす『防長寺社由来』⁹（以下、『寺社由来』）でも、「鑄銭司村ノ内／陶村」などと記しており疑いない。

ところが『地下上申』や『寺社由来』から一〇〇年ほど後に編まれた『注進案』では、少々様子が異なっている。というのも、かつての鑄銭司村（陶村を含む）の地域の『注進案』はその外題を「陶

村」とし、内題を「鑄銭司村」とも記しているのである。明らかに、陶村の地位は上昇し、むしろ鑄銭司村よりも上位に立たんとしていることが看取できる。この間に登場してくるのが、陶地区の「寺家」を鑄銭司「司家」の故地とする理解なのである。こうした状況を勘案すれば、次のような事情が想定できよう。すなわち、鑄銭司村の枝郷的位置づけを脱してその地位の上昇を願う陶村では、古代の鑄銭司に注目した。周防鑄銭司が陶村にあったことを指摘することで、「本来」の鑄銭司村の中心が陶村側に存在したことを主張したのであろう。

恐らくは、萩藩による『地下上申』や『寺社由来』の編纂、その前提となる調査をきっかけに、藩内の村々では自村の〈歴史〉に対する関心を急速に高め、認識を深めたと思われる。後掲の史料⑦の『注進案』では、「鑄銭坊」という地名を鑄銭司に関する地名として挙げているが、一方で、これまで地元では「寺跡」と認識されていたことも注記する。逆に言えば、この地名を鑄銭司に結びつけるような伝承は、それまで地元には存在していなかったのである。「学知」によって地元の地名伝承の当否を判断し記載するという『注進案』の一见「学問的」な態度は、のちの『山口県風土誌』にも見られるが、これは結局のところ、その記載内容が純粹な地名伝承ではなく、近代的な学知の成果物であるということに他ならない。『地下上申』や『寺社由来』が、地元の伝承をそのまま伝えている可能性が高い、貴重な記録であるのに対し、『注進案』は〈歴史〉に對

する認識の深まりによって、それ以前の伝承を「更新」してしまっている可能性が高い点に注意が必要なのである。

興味深いのは、『地下上申』の段階では鑄銭司村すら、自村の由来が（鑄銭に関わるものとは認識しつつも）古代の鑄銭司という官司に淵源することを理解していない点である。そうした中にあって、鑄銭司村との関係にコンプレックスを抱えていた陶村では、鑄銭司村よりも一足先に古代の鑄銭司の存在を知り、それを自村の由緒へと結びつけていったのであろう。

このようなムラの由緒を語るための〈歴史〉探求が導き出した結論は、古代の鑄銭司は陶村にあった、ということである。近藤清石が編んだ『山口県風土誌』は、近世から近代にかけての、県内の村々の様子を知る上で貴重な情報を提供してくれるが、同書では、古代の鑄銭司は陶村の「古蹟」として紹介され、驚くべき事に、鑄銭司村には、古代の鑄銭司に関する記述は一切存在しないのである。

もっとも鑄銭司村の側も黙っていたわけではないようである。一九一〇年に鑄銭司地区の字大島、のちに周防鑄銭司遺跡とされる場所で、工事に伴い、轆の羽口など錢貨鑄造に関わる遺物が発見された。こうした遺物は最近の発掘調査でも発見されており問題ないものであるが、一部には問題のあるものを含んでいた。それは和同開珎の錢範（鑄型）である。これは戦後の研究によって、周防鑄銭司跡から出土したものと認められないこと、すなわち他地域から発見

されたものが「誤って」紛れ込んだものであることが指摘されている。¹¹しかし、この出来事を近世以来の〈歴史〉探求の延長に位置づけたとき、そこに「ゴッドハンド」が介在した可能性を疑わざるを得ない。¹²陶村側の主張する「寺家（司家）」説は、平安初期の周防鑄銭司の所在地に因るのであり、もし飛鳥・奈良時代の錢貨鑄造の痕跡が見つかったとすれば、¹³鑄銭司村側は、それよりもさらに古い（より伝統ある）由緒を手に入れることになる。しかし学問的な立場からは、この地域で八世紀に錢貨鑄造が行われたことは、少なくとも現段階では認められないのである。

このように、近世以来の地名に基づく鑄銭司所在論は、ムラの由緒、すなわち願望を含んだ〈歴史〉と密接に結びついており、それを無批判に取り込んだ八木説を継承することはできない。こうした点は、その後の発掘調査や分布調査を踏まえた大林達夫の説でも同様である。¹⁴気を付けたいのは、近世のみならず、近代歴史学による分析のメスが入れられている時期、すなわち近代以降も、さらには戦後にも、ムラの由緒に基づく見方が継承されてきたということである。字地家（寺家）に、土地所有者だった伊藤理基の熱望によって「司家之跡」碑が建てられたのは一九五八年のことであった。¹⁵伊藤はその後、山口市史編修委員長を務めている。¹⁶鑄銭司で最初の学術的発掘調査が行われるのは、立碑から八年後の一九六六年のことであり、一九七八年刊行の報告書が、寺家を鑄銭司の司家跡と見る説に配慮したのは、当然のことではあった。願望の〈歴史〉

と学問としての歴史学とが交差する素地は、確実に存在したのである。

いま改めて「研究史」を振り返るとき、振れてしまった糸を解きほぐすことの難しさを痛感する。地名のほか、この地域で見つかったとされる〈表採資料〉も、どれほど信頼が置けるものであるのかは、慎重に検討せねばならない点、¹⁷注意を促したい。

本章の最後に、現代の歴史学の立場から「寺家（司家）」という地名について検討しておこう。そもそも天長二年に周防鑄銭司が成立してから承和一四年の移転許可まで、この間わずか二〇年ほどに過ぎない。一方、承和一四年より以降には移転に関する記録は確認できず、少なくとも天慶三年（九四〇）に藤原純友の戦火に遭うまでは、¹⁸移転することなく同じ場所に営まれたと考えられる。この間、約一〇〇年である。もし寺家が鑄銭司司家の故地であるとすれば、一〇〇年ほど続いた移転先には司家の地名が残らず、わずかに二〇年ほどしか司家が存在しなかった場所、しかも司家ではなくなった場所の方に、「司家」の地名が残されるという、あまりにも奇妙な事態が出来ることになる。

さらに指摘しよう。工房が鑄銭司地区の字大畠にあったことは、考古学的な調査成果を踏まえれば確実であることは先に指摘した。陶地区の字地家に「司家」を比定した場合、両者は直線距離にして約二キロメートルも離れていることになる。しかも「司家」からは丘陵に阻まれて、史跡周防鑄銭司跡（工房）を望むことができない。

B説のように行政部門と工房とを区別して考えるにせよ、両者は同じ一つの官司である。栄原永遠男が早くから疑問を呈しているように、その両者がこれほど離れて置かれたと考えるのはあまりにも不合理で、到底受け入れられるものではない。¹⁹⁾

要するに、陶地区「地家（寺家）」が鑄銭司の「司家」すなわち行政部門の故地であるとは考えられず、それは改めて検討する必要がある、ということである。その候補となり得るのは、工房（史跡周防鑄銭司跡東南部）から離れていない場所である。

第2章 湯上荘の「政所」をめぐる

第1節 『鑄銭司物語』と鑄銭司古図

前章では近世・近代のムラの由緒としての鑄銭司に注目したが、古代の鑄銭司に由緒を求めたのは、何も村々ばかりではなかった。先に紹介した『鑄銭司物語』は、三田尻に隠居していた前萩藩主の毛利重就が天明五年にこの地を遊覧した際に、地元の春日社神主である吉武正種が案内した記録である。記主は正種自身とみられる。²⁰⁾ 彼は自社の縁起について次のように語っている。

【史料④】『鑄銭司物語』惣社神拝

桓武天皇の延暦四年、御神託に依て奈良春日社より、経津主神・武雷神・姫神三柱神達を禊祭し時に、新に四社の宝殿を造り建しより千年余も経し、旧殿は見あげ給へる奥殿に納め奉りける。又五十六代帝清和天皇の御時、藤原真道朝臣周防守に任し、鑄

銭司を兼しめし給ひし時に、氏神たる故に此御社を国惣社として国家の為に、新に神宝を奉りて崇（崇む）き給へり。今の世に湯上庄惣社と称奉は、此の故にぞ侍りける。

【史料⑤】『鑄銭司物語』政所

是なん昔清和天皇の御時、藤原真道朝臣詔を戴待（待た）て下り来て、政所を置給ひしよりこのかた、呉竹の世々の国司達の四年を秩として、国内の政事を執給ひし国衙の跡にし侍れば、世に政所とぞ申伝へ侍る。そも我国は神国にて、朝廷御神事を万機の源とし給ひける国体なれば、国司も国政は神事を先とし給ふ事に、朝野群裁（群裁）の初任国司の序宣に、一早く神宝の勅文返上すべき事、右件の神宝、或は京に於て、これを儲け、或は国に於てこれを調ふてへり。且勅文進上、且其勤を致べし。又恒例の神事たしかに式日を守り殊に勤め行ふべし。又一恒例の神事を任勤（勤む）すべき事、右国中の政は神事を先とし専如在（専在）の廢員を致し、郡内の政事を知すべしと侍りて、国司任国に下り給ひて、まづ設置給ひし工らに仰て雑々の御神宝を調しめて国内におはする神達に御神宝を納て、拝つつ国の治乱、民の貧富を見めぐり給ひて、民を愛撫し給ひける。然るに常には惣社（惣社）に国内の神連（連）を禊祭りて、御幣を捧奉り齊（齊）き給ふ。

正種によれば、現在も陶地区東部に現存する春日神社の創建は、桓武朝の延暦四年（七八五）にまで遡るといふ。その後、藤原直道が周防守・鑄銭司長官に任じられた際に、その在所として「政所」

が置かれ、当社は「国惣社」になったという。直道が貞観元年（八五九）に周防守兼鑄銭司長官となったことは古代史料で確認でき、史実として認められる。とはいえ、正種の語る由来をそのまま史実と考えることはできない。鑄銭司長官を周防守が兼任した事例が少なくないことは確かであり、彼らが鑄銭司近辺に滞在した可能性は当然想定され得るが、それはあくまで鑄銭司長官としての滞在であって、周防守としての周防の国政は、国府において行われた。周防国の総社（惣社）も当然国府の近辺に存在したはずで、実際、防府市には周防国府に隣接して「惣社」なる地名が残されている。加えて次の事実も無視できない。

【史料⑥】『寺社由来』鑄銭司村春日、八一―八三頁

一、春日大明神

但、往古よりの古跡の大社、奈良観請と申伝ニ御座候。年号の儀は古キ事ニて御座候故、御城主の御代も知レ不申候。

これは寛保元年に春日社神主の「吉武兵部」が提出した当社の由来書である。真木隆行が指摘したように、この人物は『鑄銭司物語』の記主である吉武正種の先代、ないしは先々代であろう。この時点では、当社の創建年代は不明であり、古代の鑄銭司と結びつけるような説明もまったく存在していなかった点である。勸請の時期を「御城主の御代」で捉えようとしている点、この頃の春日社の歴史認識は近世以前に遡るものでなかったことを確認しておきたい。ムラの由緒と同様に、神社の由緒もまた、一八世紀後半以降に急速

に鍛えられていくのである。私見では、正種こそがそうした由緒を創造した本人ではないかと考える。重就に「家筋」を問われた正種は「いとうれしげなる面ちにて、やつがれの家はいまをへたたる千ねんばかりもあなたなる、清和天皇の御時国守にて鑄銭司を兼しめし、従五位下藤原真道朝臣の正統にて、呉竹の世は三十世あまり、二世大春日朝臣の始を負持て、此神に仕奉り侍る」と答えている。重就から「いとめでたき旧く正しき家なり」と褒められ得意げな笑みを浮かべる正種の姿が目につく。

当社が「惣社」となったきっかけとして、正種は藤原直道という実在の人物を指摘するが、なぜ直道だったのかと言えば、春日社が藤原氏の氏神だからであろう。だとすると、正種は古代の鑄銭司長官兼周防守としては、確認できる限り唯一の藤原姓であった直道を、六国史の中から探し出してきた事になる。『朝野群載』の引用とあわせ、古代史料に対する彼の造詣の深さを窺い知ることができよう。それと同時に、彼が古代史料を求めれば手に入れることができたという点で、近世の「書物文化」が一八世紀中葉の萩藩内の村にも浸透していたことを見てとることもできる。

彼の語った由緒は、それが絵図として描かれることで、より強固なものになり、地域に浸透していった。春日社に奉納された「国司総社参拝及鑄銭司古図」という絵馬（現在は鑄銭司郷土館に寄託）は、「昔から描き継がれた絵馬」として郷土の書籍にも度々登場する。しかし、描き継がれた、書き写されたというのは、偽文書作成



【絵図】「国司総社参拝及鑄銭司古図」
 (『やまぐち郷土読本』山口市教育委員会、1988年より転載)

の常套手段である。²⁶⁾一八世紀前半の段階では、陶村、鑄銭司村も、あるいは春日社も、古代の鑄銭司のことを認識していなかったことを踏まえれば、絵図が一八世紀中葉以前に遡るとは考えられない。

一方で、遅くとも一九二〇年以前には、すでに「古図」として春日社に掲げられていた。²⁶⁾『鑄銭司物語』を紹介した内田伸は、正種が春日社の社殿や宝物に触れながら、由緒の物証になり得る絵馬に触れないのは不自然であるとし、『鑄銭司物語』の時点では、まだこの絵馬は存在していなかったと指摘する。²⁷⁾首肯すべき見解だろう。内田は結局、その後正種が描かせたものかとしているが、私見では正種より後の時代であると考える(後述)。いずれにせよこの絵馬は、由緒を図化して不特定多数の人に見られるようにした点、それがこの地域へと深く根を下ろしていく上で小さくない役割を果たしたと思われる。言うまでもないが、この絵図を根拠として古代を論じることはできない。

第2節 「政所」はどこか

前章で詳述したように一八世紀後半になると、陶・鑄銭司地区では古代の鑄銭司に対する関心の高まりから、地域の中に様々な地名が「発見」されてゆくことになり、『注進案』には「寺家(司家)」以外にも、関連するという遺称地が紹介されている。

【史料⑦】『注進案』小郡宰判、第一五、陶村、三九〇頁

政所(岡村の端田の中に地名あり) 銅座(長沢堤の中程にあり)

鑄錢坊（イシホウ）〈糸根村の内の小名、寺跡といふ〉

郡庁評、このたくひも鑄錢司のありし故の名ところなるへし

もつとも、これらの地名も古代の鑄錢司のそれであるか、慎重に検討しなければならぬことは改めて指摘するまでもなからう。例えば銀座・銅座といった地名は全国各地に残されているが、それらがすべて古代の鑄錢事業に関わるということはあり得ない。当然、鑄錢司地区の「銅座」も、まずは中近世以降の地名であると考え

のが学問的な態度である。先述したように、「鑄錢坊」に至っては、本来地元が存在していた「寺跡」との伝承を否定してまで、鑄錢司に関連付けて「解釈」した「新説」であり、これは地名伝承とは区別する必要がある。 「政所」も同様で、前出の吉武正種の由緒を是認しない以上、これを古代の鑄錢司に関連するものと即断するにはあまりにも根拠に乏しく、まずは中近世の歴史事象に関わる地名の可能性を探ってみる必要がある。そうした場合に有力な候補となり得るのは、中世にこの地域に広がっていた湯上荘の政所であろう。真木隆行が丁寧論じたように、まずは中世荘園の政所と理解した上で、古代の鑄錢司との関係について検討を深めるべきであろう。²⁹⁾

それでは、「政所」はどこにあったのだろうか。実は、現在陶・鑄錢司地区に残された字名を調べても、「政所」なる字を見出すことはできないのである。³⁰⁾これについて、湯上荘に詳細な検討を加え

た真木は、米光長三郎『周防鑄錢司史』（一九二二年刊）の次の記述に注目する。「一説には四ツ辻裏政所を以て之（鑄錢司政所―黒羽注）に擬する者あり、鑄錢司村字政所に於て明治四十三年排水工事に際し銅の附着せる輔の羽口を多く発見し」た場所、すなわち、現在「史跡周防鑄錢司跡」となっている鑄錢司地区の字大畠（字四辻の北にある）が「政所」なる地名の存した地であると理解したのである。確かに米光の記述による限り、真木の指摘は妥当なものであらう。

しかしながらこの字大畠は、周囲に比べてやや落ち窪んだ場所にあり、荘園の政所所在地としては、あまり相応しい地形とは言えないのではなからうか。³¹⁾しかも、内田伸は『鑄錢司村史』（一九五四年刊）において村の字名を紹介する中で、明治二〇年（一八八七）の土地台帳を参照し、その小字が戦後もそのまま使われていることを確認しているが、ここにも「政所」なる字名は見えないのである。³²⁾そうであるならば、「政所」は字名ではなく別称のような形で伝わった伝承地名であり、米光の「字、政所」なる認識には、誤解がある可能性が考えられないだろうか。

問題は、米光の『周防鑄錢司史』をどう読むかということだろう。輔の羽口等が発見されているにもかかわらず、米光が「字、政所」を鑄錢司所在地と見なさなかつたのは、表面きには「政所」が古代に遡る地名として相応しくないからという学問的態度であったが、彼が陶村の人であったことを踏まえて同書を読めば、別の意図も見え

てくる。すなわち、かつては地名によって、陶村の「寺家（司家）」や「鑄銭坊」が鑄銭司（正庁）の有力候補地であったが、一九一〇年、「明治四十三年排水工事」により、鑄銭司村の字「大畠」において鑄銭関連遺物が発見されたことにより、雲行きが怪しくなった。字「大畠」は「政所」とも呼ばれるとの説も登場し、物証と地名という二つの根拠を持って、一挙に最有力候補地に躍り出たのである。米光が同書を刊行したのは、こうした発見から一〇年ほど後のことであり、鑄銭司村の「政所」は中世の地名であって鑄銭司故地に相応しくないと指摘は、鑄銭司村側の二つの論拠のうち、一つ（地名）を退けることになる。それを踏まえて、「寺家（司家）」や「鑄銭坊」という陶村内の字名に故地を求める米光の主張は、実は学問的な態度を装ったムラの由緒の延長戦でもあったのである。

一方で、米光の議論の前提にある一九一〇年の工事における発見、それに伴う鑄銭司村側の主張にも注意を向ける必要がある。この時には、出土していないはずの和同開珎の銭范が、「誤って」出土遺物の中に混入していたことを想起されたい（第1章第2節）。一九一〇年に鑄銭関連遺物が見つかった鑄銭司村の字「大畠」は、それまで古代鑄銭司跡の有力候補地だった陶村の「寺家（司家）」や「鑄銭坊」に比べると、地名という点ではどうしても頼りない³³。私見によれば、その出土地「大畠」が、「政所」（よりそれらしい地名）とも呼ばれたという説が、鑄銭司村ではことさらに強調、喧伝されたと考えられ、米光の記述は、そうした当時の実情を踏まえた

ものである可能性もある。つまり、「字政所」はもとより存在せず、伝承地名としての「政所」を字大畠に限定して見ることに慎重にならざるを得ないのである。

そこで米光以外で政所の所在地に言及のある書物を一瞥しておきたい（後掲の【図】も参照のこと）。内田伸は『鑄銭司村史』において「四辻大畠」に触れ「国道から少し北に入った田の中で、ここらを普通金毛^{かなけ}とか政所^{まんじろ}とよんでいます³⁴」と述べている。この認識も、米光同様、和銅銭范「発見」以降の認識である点に注意を要するが、一方で工事により遺物が見つかった字大畠のみならず、その南隣の四辻をも含めている点で興味深い。ここに言う国道は、現在の国道二号線バイパスではなく、その南を通る旧道、近世の西国街道（山陽道）であってみれば、「国道から少し北に入った田の中」は、四辻を指す表現として相応しい。大畠は国道からやや離れており、遺物の出現との整合性から、あえてここへ含めたようにさえ見える。

また内田が「政所」とあわせて「金毛」という呼称に触れていることも注意を引く。政所が字名として残っていないのに対し、「金毛」は字名として現在も続いている。その場所は四辻の東隣、近世の山陽道に面した場所である。加えて、金毛川左岸にも字金毛が広がっていた点にも注目したい。史料⑦では「政所」が「岡村」にあつたと記されているが、岡村は鑄銭司村の中の小村で、金毛川左岸の字岡田・岡上ノ原・鍛冶屋・東禅寺・黒山・大円などが旧岡村の範

囲に含まれた³⁵⁾。とりわけ二つの「金毛」に挟まれた字大円が、岡村の中に含まれることを、ここでは確認しておく。

続いて「国司総社参拝及鑄銭司古図」を検討したい。前節で指摘したように、この絵図の存在が由緒の浸透に果たした役割は小さくなく、十分な注意が必要ではあるが、ここではそれを踏まえつつ絵解きを行いたい（前掲【絵図】参照）。

画面のほぼ中央に描かれる「総社」は、言うまでもなく春日社である。この絵図の中心、主眼が奈辺にあるかを端的に物語っている。画面の下端に海が、上には山々が描かれているように、おおむね上が北、下が南、右が東、左が西である。総社の右側に流れる川は、現在も春日社の東を流れる綾木川ということになる。綾木川の右には「政所」が描かれ、さらに右にも川が描かれる。この川は金毛川と考えるのが妥当だろう。綾木川と金毛川に挟まれた場所に「政所」を想定する理解は、この絵図に淵源する可能性が高い。ただし注意しておきたいのは、この絵図は必ずしも字大畠を意識しているわけではなさそうだ、という点である。

政所の目の前には馬に乗った貴族風の人物を先頭にした行列が見えるが、この絵図が「国司総社参拝」の絵図であることと、史料④・⑤のような由緒語りを踏まえれば、馬上の人物が、「政所」を出て「総社」を参拝せんとする国司であろうことは疑いない。彼らがいるのは恐らく山陽道であり、綾木川や金毛川に描かれる橋も、山陽道のそれであろう。総社の目の前に描かれた大きな鳥居は、春日社

の入り口のそれであると見え、山陽道に面して立っているように見える。現在も社殿から離れた旧山陽道沿いに春日社の鳥居が立っており、この点は江戸時代の現地の状況と矛盾なく描かれていることが分かる。

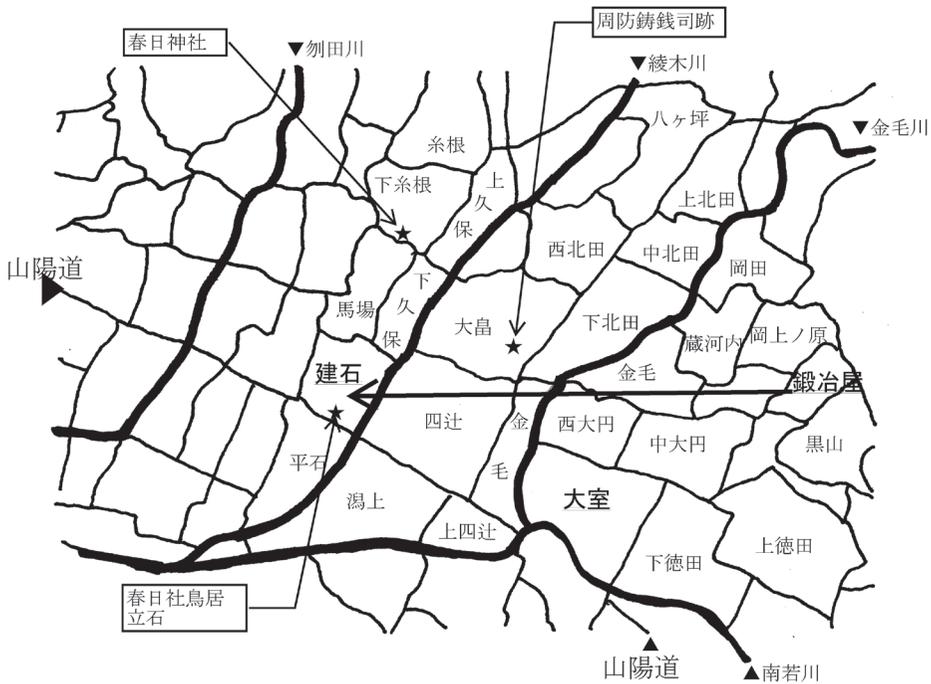
以上のことを踏まえて、総社と政所の位置関係を見比べてみよう。総社は山陽道からやや奥まった場所に描かれているのに対し、政所は鳥居のちょうど右隣、山陽道に面して描かれていることは明らかであろう。総社の配置が、現実に存在する春日社と山陽道との距離を反映したものであるならば、少なくともこの絵図が想定する政所は、山陽道に面した場所にあつた、と見なければならぬのである。絵図が真実を素直に伝えているのだとすれば、字四辻やその東隣の金毛が、「政所」とも呼ばれた、ということになる。

しかし繰り返し述べてきたように、この絵図が真実を語っているのかは、かなり疑わしいと言わざるを得ない。例えば、総社の上には「鍛冶屋」が描かれる。この絵図で唯一の「鍛冶屋」であることからすると、総社と重要な関係を持つものとして描かれたことが想定できよう。春日社神主の吉武正種は史料④・⑤の中で、国司が総社へ「神宝」を納めたことを繰り返し述べているが、正種によれば、その「神宝」を造らせた場所こそ、「鍛冶屋」であつた。それは「岡村なるかち屋」、すなわち金毛川左岸に今も残る字鍛冶屋が、正種の想定する鍛冶屋所在地なのである。³⁶⁾しかし、この絵図では総社の後方、綾木川の右岸に描かれる。この近くには「鍛冶屋河内」とい

う地名も確かに残っているが、その場所は綾木川左岸なので、この地名に基づいたとしても、絵図では政所の後方に描かれなければならない。つまり、この絵図では地名伝承をもとにした正種の語る由緒にさらなる虚飾を加え、「鍛冶屋」をより神社に近い場所に描いていたのである。ここに描かれた「政所」の所在地も、正種の語るそれから移動して、春日社に隣接するように描かれてしまっている可能性が否定できないのである。

結局の所、「政所」とよばれた場所について言及するより古い記述としては、史料⑦の『注進案』と、それを遡る吉武正種の『鑄銭司物語』だけが残される。正種の由緒語りによって初めて「政所」なる地名が史料に現れたとすると、その存在自体が架空のものではないかとの疑惑さえ浮上する。しかし、私見ではそこまで深刻には考えない。上述の「鍛冶屋」の事例に明らかのように、正種の由緒語りは、現実に存在する地名をもとに構築されている。もしも「政所」なる地名が全くの架空であったならば、絵図がそうしたように、春日社に近接した場所にそれを作り出せば良かったのであるが、これから見えていくように、彼の言う「政所」は春日社からはやや離れた場所にあるようなのである。やはり「政所」なる地名伝承は、近世後期の当該地域には確かに存在していた、と考える。

それを踏まえた上で、「政所」に関する最も古い叙述とすべき正種の語りに耳を傾け、冗長に涉った本節を終えたい。正種が毛利重就を「政所」へと案内したのは、「岡村なるかち屋」を訪れた後



【図】 史跡周防鑄銭司跡周辺の小字
 (『周防鑄銭司跡』 山口市教育委員会、1978年所載の小字図をベースに作成)

であった。

【史料⑧】『鑄銭司物語』政所（一部史料⑤と重複）

大殿は是より政所へしるへをよと宣ひけるまにまに岡村の家はなれて、大室の方を見渡し給へば、水田の面にわたる鶴とも打むれて、大殿のいます方に鳴わたり、大空に高く登るをうれ敷思ほしめしたりけん、大殿

（大殿重就の和歌等は省略）

大殿益々よろこび給ひける時に、側なる道の隅の続たる田所にせん達仕奉て、今は礎もなく民の春ことに鋤もてかへし、夏は早苗を植わたし、秋は苜ほの田つらとはなりぬれども、是なん昔清和天皇の御時、藤原真道朝臣詔を戴待^{（辨）}て下り来て、政所を置給ひしよりこのかた、呉竹の世々の国司達の四年を秩として、国内の政事を執給ひし国衙の跡にし侍れば、世に政所とぞ申伝へ侍る。（中略）そも此政所は凡鑄銭司村の最中なる地にて、北田・南村等といふ名は、皆政所より其地方をさしていひそめたるなるべし。

この後、彼らは「立石の御殿」に帰って酒を酌み交わしたようであるが、史料⑧を読む限り、字「鍛冶屋」から字「立（建）石」へと向かう途中で、かつ字「大室」が見渡せる場所の程近くに、「政所」はあったはずなのである（**図**を参照のこと）。しかも、正種が「北田」・「南村」の地名の由来に結びつけて政所を理解した点も考慮すれば、その場所は北田の南、南村の北になければならない

（この点で北田の西隣にある字大畠は相応しくない）。

これらすべての条件に合致する場所としては、字「西大円」付近が有力な候補となろう。そこは先に指摘したように、近世に「岡村」に含まれたことが明らかで史料⑦とも矛盾せず、また二つの「金毛」に挟まれた場所としても注目される。私見では、字「西大円」付近に（本来の）「政所」の伝承が存在していたと理解したい。^⑧大円地区は竜山・井面山から伸びる丘陵の先端の比較的安定した微高地で、中世荘園の「政所」所在地と想定しても不自然ではないだろう。

第3章 古代の鑄銭司から中世の湯上荘へ

第1節 東禅寺・黒山遺跡からみた古代・中世

前章で長々と論じたように、近世の鑄銭司村に残された「政所」なる伝承地名は、私見では字「西大円」付近に存在したと考える。実はこの場所では長年にわたって発掘調査が行われており、平安時代から中世にかけての遺構・遺物が次々と発見されていたのであった。古代・中世の集落遺跡、東禅寺・黒山遺跡である。^⑨

当遺跡内で検出された多くの掘立柱建物跡は、切り合い関係などからすべてが同時期に営まれたものでないことは明らかで、平安時代以降、この場所に継続的に建物が造られ続けていたことが確認できる。遺構・遺物は平安時代と室町時代と推定されるものが目立っているが、とりわけXⅡ～XⅣ地区では、平安後期から中世前期と判

断される複数の建物跡や井戸が見つかっている。⁴⁰ また東大円・上徳田地区では、低地部に古代（平安時代）から中世（鎌倉時代）が、丘陵部突端に中世（室町時代）から近世（江戸時代）の遺跡がそれぞれ分布する傾向が指摘されている。⁴¹ 東禅寺・黒山遺跡では、古代から中世へと、生活の跡が途切れずに続いていくようである。

この集落遺跡は、出土遺物などから、平安時代より活動が始まったと考えられており、金毛川をさみ二〇〇メートルほどの距離で隣接する周防鑄銭司との関わりも注目されている。とりわけ平安時代の建物と考えられるⅦ地区のSB〇一は、床面積が一〇〇平米を越える五間×四間の大型建物で、これが単なる集落遺跡でないことを如実に物語っている。そのことは遺物からも裏付けることができ、XIV地区出土の石銚からは、帯位の官人の存在を想起せざるを得ない。同地区SB七は床面積六九平米で香炉も出土したことから、「官人層の居宅であった可能性」が指摘され、これと位置的にも時期的にも重なるSB一〇（前後関係は不明）は、床束構造を持つ可能性のある二面廂の大型建物で、「官衙的な性格が推測される」。⁴²

東禅寺・黒山遺跡では釉薬をかける際の道具である三叉トチンが出土しており、緑釉陶器生産との関連が注目されるが、韃の羽口（Ⅱ地区SK四四、Ⅷ地区SK二七・三三、XV地区SX一〇・一（一など）や埴塙（Ⅰ地区SD二、Ⅳ地区SB〇六、Ⅷ地区SK二七など）、炬壁と思われるものやスラグといった、鑄銭に関わる遺

物も多数見つかった。こうしたことから、東禅寺・黒山遺跡が「鑄銭に携わる集団の生活する集落」という性格を持つことは、もはや否定し得ないと思われる。

そうした遺跡の存在する場所が、近世に「政所」とも呼ばれていたとすると、直ちにこれを結びつけたくなってしまふのだが、真木隆行の指摘の通り、まずはこれを中世荘園の政所の遺称地であると捉えるのが穏当である。問題は中世の潟上荘と古代の鑄銭司との関係をどのように理解するか、ということであろう。

第2節 鑄銭司と潟上荘

潟上荘については、ここまでも何度か触れてきたように、真木隆行の研究が重要である。⁴³ 真木は限られた史料の中から、重要な指摘をいくつもを行っている。本稿の以下の議論に関わる点に限っても、潟上荘が撰録渡荘、すなわち撰関・藤氏長者の地位に付随して伝領される渡領（そのうちの氏院領）⁴⁴であったこと、これが一三世紀末には史料で確認できること、藤原氏の所領であったことから藤原氏の氏神たる春日社が現地に勧請されたと考えられること、などは注目すべき指摘である。当荘が鎌倉後期の一時期、浄妙寺の造営料所になっていたのも渡領だったからで、渡領であることを重視するならば、史料には見えないものの、この荘園の撰関家領としての成立は平安時代、撰関家分裂以前にまで遡る可能性が高い。一四世紀初頭の時点で、潟上荘は田が四三町あまり、畠が一八町あまり

で、(耕作地だけでも)六〇町を越える荘園だったようであるが、現在、史跡周防鑄錢司跡から直線距離で一〇〇メートルほどしか離れていない場所に鎮座する春日社が、当荘の荘域内に勧請されたものであるならば、史跡周防鑄錢司跡を含む一帯も、中世には潟上荘の荘域内に含まれていたと見て問題なからう。

一方、平安中期以降の周防鑄錢司については、史料も先行研究もほとんどない。少なくとも一〇世紀中葉まで、周防鑄錢司が錢貨鑄造を継続していたことは疑いない。しかし、それがいつ頃まで継続していたかということについては、史料からは明確にしがたく、一世紀前葉に朝廷儀礼において錢貨使用が停止され、徐々に代替物に置き換わっていく様相が確認できる程度である。恐らくはこの頃に、鑄錢司の活動は終焉を迎えるのであろう。ただし鑄錢司官人の任官自体は続いており、鑄錢司の官職を帯びる人物が史料に登場することもあろう。ここでは次の史料に注目してみたい。

【史料⑨】『小右記』寛弘五年(一〇〇八)八月八日条

召史云、今日可有定。可參入者。未時許參内。左大臣(藤原道長)・右大臣(藤原光)・右衛門督(藤原齊)・左衛門督(藤原公任)・權中納言(藤原隆家)・源中納言(後カ)・時光(後カ)・勘解由長官(藤原有国)・右近中将(藤原兼隆)・左近中将(源)・経房等參入。左大臣定申不断大般若御読経僧名、相加日時勘文、被奏聞。右大臣以下定申長門国司申為居住阿武郡(土師)之朝兼宿祢并男鑄錢判官為基等上圍陵、兼被殺害郎等三人之事。件国解被下給次被仰云、国司所申雖非可疑、

可行之法可隨諸卿定者。諸卿申云、事極非常。須無申問被追捕朝兼。然而朝兼身帶五品、又有參上之聞。以遣使召得彼身、被召問之後任法可被行歟。若不參上、広業朝臣奏聞。仰云、依定申者。又奏云、以檢非違使可令召歟。未承勅報余退出。

【史料⑩】『小右記』寛仁二年(一〇一八)二月七日条

入夜重宰相来云、左大臣參入、於陣頭被行直物。次有召物。長門守高階業敏依鑄錢司判官土師為元愁被解却也。其替以藤原文隆被任(文隆造吉田社功)。抑業敏事、被下定之後若可有罪科者又被下勘法家軽重可被行歟。而無公卿定、隨亦不被令法家勘申、忽解除、未知是非。件為元是大殿每年獻上牛者也。国司与為元通成大乱。而無被定是非偏依為元申所被解却如何。業敏者故業遠朝臣子、業遠者大殿無双者也。死後被解却子官、万人有所言歟。但先年為元父朝兼、為守良道致非常事。仍被召候左衛門府、欲推訕之間業遠横申免了。彼問天下云如無公事。国々司抱膝仰天。今依彼報引及子息歟。為元者故朝兼子、業敏者故業遠子。

これらの史料と事件については、佐藤泰弘によつて十分な説明がなされており、ほとんど付け加えるべき事はないが、以下の議論に關わるので、重複を恐れず指摘しておきたい。事の発端は、寛弘五

年の長門守藤原良道襲撃事件である。長門国阿武郡の住人だった土師朝兼と彼の息子の為基(元)が、良道を襲つて郎等三人を殺害した。これほどの大事件であるから、当然、犯人の朝兼は追捕の対象となるはずであるが、事件を審議した陣定では、朝兼が五位を帯び、間もなく入京との噂もあることから、検非違使により召喚・尋問することとなった。佐藤が指摘するように、朝兼は寛弘元年に内給として叙爵しているが、これは藤原道長の推薦の可能性が考えられる。陣定での審議に先立って、陣定では左大臣道長を上卿として僧名定(公役定)が行われているが、続く陣定(事件に関する公卿議定)は、右大臣藤原顕光以下によって審議された。これも佐藤が言うように、道長が事件の「関係者」だったからに他ならない。この後、朝兼は左衛門府に拘禁されたものの、間もなく赦免された。表向きは朝兼の体調不良が理由であったが、実は道長の意向であることを検非違使別当の藤原懐平が漏らしている。⁵¹史料^⑩によれば、この時、道長の意向により横やりを入れたのは高階業遠であった。

事件はそれで終わらなかった。高階業遠の息子の業敏は、その後長門守となっていたが、今度はその業敏が土師為元(朝兼の息子)に訴えられ、業敏は長門守を解任された。業敏と為元とは互いに大乱をなしていたが、公卿議定も法家勘申もなく、業敏は直ちに解任されてしまった。佐藤の言うように「道長の専断」であろう。ここで注目すべきは、「大殿無双者」といわれた高階業遠の子である業敏以上に、土師為元が手厚い庇護を受けていたという事実である。

二つの事件を通して浮かび上がるのは、土師朝兼・為元父子と藤原道長の極めて親しい関係である。藤原実資が「件為元是大殿毎年献^二上牛^一者也」と指摘するように、時の権力者である道長が長門国住人に過ぎない土師氏父子をこれほど手厚く遇したのは、相応のメリットが存在したからであろう。

しかも、それが長門の「牛」であったことはとりわけ注意を引く。藤原忠実の『殿曆』には「長門牛牧」から六、七頭の牛が撰閤家に貢進された記事が散見する。⁵²永久元年・二年には連年記事が残されており、長門牛牧からの牛の貢進は忠実の時代にも「毎年」のことだった可能性がある。建長五年(一二五三)の近衛家所領目録⁵³によれば、長門牛牧は頼通以来撰閤家嫡流が継承した「京極殿領内」で、頼通から師実を経て忠実へと伝領されたことが分かるが、牛牧が阿武郡にあったことを踏まえて史料^⑩を見直せば、すでに道長の時代から、この牛牧が撰閤家領となっていた可能性も考えられよう。

実は、鑄銭司判官土師為元の愁訴により長門守高階業敏が解任される前年には、長門守業敏が「牛六頭」を献上していることが確認でき、貢上した牛の頭数は、後年の長門牛牧のそれと一致する。だとすると、それまで道長に毎年牛を献上してきた阿武郡住人⁵⁴と、長門守業敏との間で、道長への牛の貢上や牛牧経営をめぐって激しい対立が生じたことが予想される。この対立で道長の庇護を得たのが為元であったことからすれば、土師朝兼・為元父子は撰閤家領長門牛牧の現地経営者だったと見てよからう。史料^⑨における長

門守良道との騷擾も、この牧（莊園）経営に関わって引き起こされたものだと見れば、後に牛を献上する長門守業敏の父業遠が、横やりを入れて事件の解決に関わった理由も推測できよう。

本稿の議論に関連して注目すべきは、かかる撰関家領莊園（牛牧）の現地経営者と見られる人物が、「鑄銭司判官」の官職を帯びていたことである。土師朝兼・為元が阿武郡に居住したのは、無論、阿武郡の牛牧経営のためであろうが、佐藤の指摘のように、周防国の人は周防鑄銭司の官人になれないという『延喜式』の規定も関係している可能性がある。というのも、周防国の在庁官人としては一二世紀末以来、多くの土師氏を確認できる。つまり周防鑄銭司が置かれた周防国吉敷郡付近にも、彼らの居住地が存在した可能性が考えられるのである。

さて、撰関家領の現地経営者と思われる土師為元が「鑄銭司判官」だった頃を最後として、鑄銭司の官司としての活動は確認できなくなるとされるが、その後、この地域に展開したのが撰録渡荘の潟上荘であった。かかる状況を勘案するならば、明証は欠くものの、鑄銭司判官為元の時代——道長の時代に、鑄銭司は撰関家領潟上荘へと姿を変えつつあったと言えるのではないだろうか。少なくとも、周防鑄銭司の官職は撰関家領長門牛牧の現地経営者にとって魅力的なものだったと思われる⁵⁸、そのことが、のちの撰関家領潟上荘の成立にとって重要なトリガーであったことは、認めてよいと思う⁵⁹。

第3節 鑄銭司・潟上荘と東禪寺・黒山遺跡

以上の推論が認められるならば、古代の鑄銭司から中世の潟上荘への転換は極めてスムーズに進行したと思われる。古代と中世は、まさに「地続き」であった。だとすると、かつての鑄銭司の官舎が、そっくりそのまま莊園経営の拠点となったことも想像に難くない。すなわち「東方潟上山」に置かれた鑄銭司「司家」が、潟上荘の「政所」に転化したと推測するのである⁶⁰。あるいは「潟上」なる荘号も、そのように理解してこそ、はじめて合点のいくものではないかろうか。

先に取り上げた東禪寺・黒山遺跡は、平安時代から中世へと続いていく遺跡で、このうち平安時代のものとは推定される遺構・遺物は、ここが周防鑄銭司と密接に関連する場所であったことを示している。しかも先述の通り、この場所には近世に「政所」なる地名伝承が存在していた可能性が高い。私見では東禪寺・黒山遺跡こそ、「東方潟上山」に置かれた鑄銭司「司家」、その後身である潟上荘に関わる、極めて重要な遺跡であると考ええる。貞観一五年に鑄銭司の申請によって「黒山神」に神階が奉授されたもの⁶¹、それが「司家」の鬼門、北東にある鎮守だったからではないだろうか。

以上のように、私見では東禪寺・黒山遺跡を承和十四年（以降）に「司家」が移転した「東方潟上山」であると理解する。「司家」が（工房を含む）鑄銭司全体を指すのか（A説）、行政部門のみを指すのか（B説）は、なお今後の調査を俟ちたいが、いずれにせよ

「司家」移転前の政務を行う施設については、工房と同じ金毛川の西側、より高位置の工房北側が考えられよう。すると、八ヶ坪遺跡や下糸根遺跡などが視野に入ってくる。⁽⁶²⁾ 筆者は以前、糸根の光明寺にあったとされる薬師如来が、成立時の周防鑄銭司と密接に関係する可能性を論じたが、この辺りが有力な候補地になるのではなからうか。「司家」移転後も施設の一部分が残されたと考えらるならば、八ヶ坪遺跡出土の墨書土器に見える「東一家」は、東方潟上山地区から持ち込まれたものを意味する可能性もあるのではなからうか。現在は陶地区にある糸根は、江戸時代まで鑄銭司村に含まれた。⁽⁶³⁾ 周防鑄銭司に関わる施設が、概ね旧鑄銭司村の範囲内に収まるとすれば、地名に関わる議論を厳しく検証してきた本稿であったが、改めて地名の歴史資料としての有効性を感じずにはおれない。

おわりに

本稿では平安時代に周防国吉敷郡におかれた鑄銭司について、近代以来の地名伝承に基づく所在地論、それを承けた近代歴史学の研究史を再検討してきた。近世の〈歴史〉探求には様々な願望が入り交じっていること、〈歴史〉に対するそのような態度は近代以降にも受け継がれ、むしろそれが「学術的」な体裁をとっていたために、それら願望の〈歴史〉が近代歴史学の中へとなだれ込んでしまっていたことを指摘した。それを踏まえて、改めて鑄銭司の所在地を探ってみたのが本稿の試みである。結論を略述すれば、鑄銭司

の工房は周防鑄銭司成立当初より史跡周防鑄銭司跡付近に、行政施設はその近辺から糸根付近に存在したものの、承和一四年以降、鑄銭司の全体（A説）あるいは行政部門のみ（B説）が「東方潟上山」、東禅寺・黒山遺跡付近に移転した、ということにならう。加えてこの「東方潟上山」に置かれた「司家」が、やがて撰関家領潟上荘の「政所」に転化した可能性があることも論じた。多くの部分で推測に頼った点は、今後の研究による批判と検証を俟つことにしたい。

それにしても、地域に身を置きながらその地域の歴史を研究することは、想像以上に難しい（難しかった）のであろう。本稿によって、なにがしか新知見が得られたとすれば、それは筆者が、本来この地域とは無縁の人間だったからかもしれない。しかしながら、地域に身を置きつつ、地域の歴史に学術的態度で向き合った人もいた。本稿でも幾たびか登場した内田伸である。内田は鑄銭司村の出身者として村の歴史、鑄銭司の歴史と向き合いながらも、鑄銭司地区で「発見」された和銅銭范が、本来この地で見つかったものではないことを喝破し、また春日社に掲げられた絵図についても、「古図」であることを信じる人々とは対照的に、一八世紀後半以降のものであろうことを冷静に分析している。無論、様々な制約から史料批判が不十分と思われる記述も無いではないが、地域にありながら研究者としての矜持を守り続けた姿勢は、改めて評価されるべきではなからうか。

本稿の議論も、こうした先学がいなければ、なし得なかつたこと

である。地域史研究の豊饒な成果に学びながら、今後も地域の歴史を探求していきたいと思う。

(1) 近年では、馬部隆弘『椿井文書』（中央公論新社、二〇二〇年）が話題を呼んだほか、『日本史研究』では「歴史の創造・伝承の形成」という特集が生まれ、古畑侑亮「明治初期における「好古家」の蒐集活動と中世史研究」（『日本史研究』七四四、二〇二四年）などを得た。

(2) 黒羽亮太「法定鑄銭額からみた平安前期の周防鑄銭司」（『史林』一〇五一四、二〇二二年）、黒羽亮太「周防鑄銭司成立の歴史的背景」（本郷真紹監修、山本崇・毛利憲一編『日本古代の国家・王権と宗教』法藏館、二〇二四年）。

(3) 鑄銭司・陶地域の字名については、『周防鑄銭司跡』（山口市教育委員会、一九七八年）のほか（一部に誤りあり）、『山口市内遺跡詳細分布調査 陶地区』（山口市教育委員会、一九九九年）、『山口市内遺跡詳細分布調査 鑄銭司地区』（山口市教育委員会、二〇〇〇年）を参照のこと。

(4) 『防長風土注進案』小郡宰判、第一五、陶村。『防長風土注進案』は山口県文書館編『防長風土注進案第一四卷 小郡宰判』（山口県立山口図書館、一九六四年）に拠った（二九〇頁）。『防長風土注進案』以後、近藤清石『山口県風土誌』（一九〇

七年）周防国吉敷郡村誌、陶村の項や、米光長三郎『周防鑄銭司史』（一九二二年）、御園生翁甫『防長地名淵鑑』（一九三一年）などにも受け継がれていく。

(5) 八木充「周防鑄銭司の変遷と官人組織」（『周防鑄銭司跡』前掲）。

(6) 『史跡周防鑄銭司跡』（山口市教育委員会・山口大学山口学研究センター、二〇二二年）、『史跡周防鑄銭司跡2』（山口市教育委員会・山口大学山口学研究センター・山口大学人文学部、二〇二三年）。

(7) 銭貨に附記した数字は、当該銭貨の鑄造決定年（これに続く銭貨の鑄造決定年を西暦で記したものである。以下同じ）。

(8) 『地下上申』は『防長地下上申 第二卷』（山口県地方史学会、一九七九年）に拠った。頁番号も同書に拠る。

(9) 『寺社由来』は『防長寺社由来 第四卷』（山口県文書館、一九八三年）に拠った。以下、頁を記す場合は、同書の頁番号を指す。

(10) 鑄銭司村と陶村の関係については、『山口県の地名』（平凡社、一九八〇年）に詳しい。陶村が鑄銭司村の枝郷であり続けたのに対し、陶村の南の名田島村は、新開作の進展により、行政的にも独立した村となっている。

(11) 内田伸「周防鑄銭司出土という和同開珎鑄型の疑問」（『山口県地方史研究』一八、一九六七年）。『周防鑄銭司跡』（前掲）

でも改めて確認された。

- (12) 鑄銭司に近接する春日社には、遅くとも二〇世紀初頭の段階には二つの和銅錢範が所蔵されていたが(米光長三郎『周防鑄銭司史』)、これを収める箱には「天保六年」と記されているらしく、また『鑄銭司物語』で吉武正種が錢範の存在に触れていないことから、内田伸は、春日社がこれ以降に和銅錢範を入手した可能性を指摘する(『周防鑄銭司出土という和同開珎鑄型の疑問』前掲)。春日社は、『寺社由来』の段階では創建年代不明であったのが、『鑄銭司物語』や『注進案』の段階では延暦四年創建となり(後述)、『山口県風土誌』では和銅元年、佐野英山による里人への聞き取りでは「和同二年」となっており(『鑄貨図録乾』、一九二〇年、第二章錢座、甲鑄銭司)、幕末から明治にかけて、春日社の「和銅年間創建伝承」が形成されたことが分かる。これは内田の指摘する春日社が和銅錢範を入手した時期と重なり合う。
- (13) この「出土遺物」は、一九三六年に帝室博物館で開催された「奈良時代出土品展覧会」に出展しており、奈良時代の遺物として認識されていたことがうかがえる。
- (14) 大林達夫「周防鑄銭司の所在地について」(『山口県地方史研究』九〇、二〇〇三年)。
- (15) 司家碑建設委員会編『司家碑の由来』、一九五八年。
- (16) 内田伸編『鑄銭司物語』(春日神社絵馬奉賛会、一九六四年)
- (17) 内田伸「周防鑄銭司の遺蹟に就いて」(『山口県地方史研究』創刊号、一九五四年)によれば、内田は近世以来遺物が多数表採されたという場所や、戦前に遺物が見つかったと新聞に取り上げられた場所を踏査したものの、それらしい物は見つからなかったという。
- (18) 『日本紀略』同年一月七日条。八木充「周防鑄銭司の変遷と官人組織」(前掲)は、純友に焼かれた後、鑄銭司(工房)は移転すると想定するが、これは史料的な根拠は一切なく、地名を活用しようとする中で創造された見解である(六五頁)。私見では焼失した後も同地で再建された(この際には移転していない)と考える。
- (19) 栄原永遠男「鑄銭司の変遷」(『日本古代錢貨流通史の研究』塙書房、一九九三年、初出一九七七年)、一五五頁。
- (20) 『鑄銭司物語』は、内田伸編『鑄銭司物語』(前掲)に拠った。
- (21) 『日本三代実録』貞観元年三月二二日条。
- (22) 真木隆行「周防鑄銭司跡と撰関家領湯上庄」(『古代テクノポリス山口―その解明と地域資産の創出を目指して―研究報告書』山口大学山口学研究センター・山口大学人文学部、二〇二一年)。
- (23) 『鑄銭司物語』惣社神拝。

- (24) 近世の書物文化については、横田冬彦『天下泰平』（講談社、二〇〇二年）、横田冬彦『近世書物文化史の研究』（岩波書店、二〇一八年）など。
- (25) 馬部隆弘『椿井文書』（前掲）。
- (26) 佐野英山『鑄貨図録乾』、一九二〇年、第二章錢座、甲鑄錢司。
- (27) 内田伸編『鑄錢司物語』（前掲）。
- (28) 寺院跡の可能性については、黒羽亮太「周防鑄錢司成立の歴史的背景」（前掲）。
- (29) 真木隆行「周防鑄錢司跡と撰関家領湯上庄」（前掲）。
- (30) 倉住靖彦「鑄錢司・陶地区の地籍図調査」（『周防鑄錢司跡前掲』）も、「現在小字名としては伝世されておらず、明らかではない」（九四頁）と指摘する。なお、御菌生翁甫『防長地名淵鑑』（防長俱樂部・御菌生防長研究所、一九三一年）も「字政所」とするが、この記述は、米光の『周防鑄錢司史』をほぼそのまま引き写したものと思われる。『防長地名淵鑑』もまた山口県の地域史研究で多用されるが、御菌生がすべての地名について丁寧な調査を行ったのかは疑問が残り、活用には慎重さが求められる。
- (31) 現在では大島の南の四辻の方が低位置にあるが、木村忠夫「古代・中世鑄錢司の生活環境」（『山口市内遺跡詳細分布調査鑄錢司地区』前掲）は、四辻が微高地であった可能性を指摘する（一八・一九頁）。
- (32) 『鑄錢司村史』四村の名前、(二) 村の字、三四―三七頁。
- (33) 倉住靖彦「鑄錢司・陶地区の地籍図調査」（前掲）も陶・鑄錢司の「両地区においては、「鑄錢司」との関連を想定できる地名が小字名として少なからず存在する」一方、「大島という小字名そのものと「鑄錢司」との関連性は明らかでなく、むしろ両者の間に直接的な関連性を想定することのほうが困難」であると指摘する（九三・九四頁）。
- (34) 『鑄錢司村史』一七周防鑄錢司の研究、(六) 鑄錢司の遺跡、五一―五頁。
- (35) 『注進案』小郡宰判、一五、陶村、三四―三五頁。
- (36) 『鑄錢司物語』政所。
- (37) 春日社の創建年代も、正種以降に改められている（注一二を参照のこと）。
- (38) かかる理解は、『東禅寺・黒山遺跡Ⅱ』（山口県教育財団、一九九七年）でもすでに指摘されている（二〇頁）。
- (39) 『東禅寺・黒山遺跡Ⅰ』（山口県教育財団、一九九六年）、『東禅寺・黒山遺跡Ⅱ』（前掲）、『東禅寺・黒山遺跡Ⅲ』（山口県教育財団・山口県埋蔵文化財センター、一九九八年）、『東禅寺・黒山遺跡Ⅳ』（山口県教育財団・山口県埋蔵文化財センター、一九九九年）、『東禅寺・黒山遺跡Ⅴ』（山口県教育財団・山口県埋蔵文化財センター、二〇〇〇年）、『東禅寺・黒山遺跡Ⅵ』（山口県埋蔵文化財センター、二〇一一年）、『東禅寺・

黒山遺跡Ⅶ」(山口県埋蔵文化財センター、二〇一三年)。このほか、「東禅寺・黒山遺跡(東大円・上徳田地区)」(山口県教育財団・山口県埋蔵文化財センター、二〇〇三年)など。以下では報告書のタイトルのみを記し、必要に応じて典拠の頁番号を添える。

- (40) 『東禅寺・黒山遺跡Ⅵ』、『東禅寺・黒山遺跡Ⅶ』。
- (41) 『東禅寺・黒山遺跡(東大円・上徳田地区)』、七六頁。
- (42) 『東禅寺・黒山遺跡Ⅳ』。
- (43) 『東禅寺・黒山遺跡Ⅶ』、六頁、五一頁。
- (44) 『東禅寺・黒山遺跡Ⅱ』、二〇頁。
- (45) 真木隆行「周防鑄銭司跡と撰閩家領湯上庄」(前掲)。
- (46) 橋本義彦「藤氏長者と渡領」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出一九七二年)。これより古い歴史を持つ佐保殿以下の四つの所領(本来の渡領)の中には越前国「片上荘」があるが、言うまでもなく周防国「湯上荘」とは別ものである。
- (47) 九条家文書(『図書寮叢刊九条家文書』一五号)。藤原氏一門墓所としての浄妙寺とその成立については、黒羽亮太「円融寺と浄妙寺」(『日本史研究』六三三、二〇一五年)。
- (48) 河野保博「平安時代の銭貨政策の変化」(『史学研究集録』三一、二〇〇六年)、吉江崇「銭貨発行の途絶と乾元大宝」(『日本歴史』八七五、二〇二一年)。
- (49) 佐藤泰弘「都と周防・長門」(『山口県史通史編原始・古代』山口県、二〇〇八年)。
- (50) 『御堂関白記』同年五月一三日条。
- (51) 『小右記』寛弘五年二月三日条。
- (52) 『殿曆』康和四年(一一〇二)二月三日条、永久元年(一一一三)二月三日条、永久二年八月一四日条。
- (53) 近衛家文書(『鎌倉遺文』七六三二号)。
- (54) 萩市史編纂委員会編『萩市史一』(萩市、一九八三年)、木村忠夫「長門国」(『講座日本荘園史九 中国地方の荘園』吉川弘文館、一九九九年)。
- (55) 『小右記』寛仁元年一月六日条。大日本古記録の頭注は馬を献じたとするが、翌日条に「乗用牛」とあるように、これは牛で間違いない。
- (56) 『延喜式』式部省上、銭司条。
- (57) 小原嘉記「鎌倉時代の東大寺再建と周防国」(吉川聡・遠藤基郎・小原嘉記「東大寺大勧進文書集」の研究)、『南都仏教』九一、二〇〇八年)。
- (58) 周防鑄銭司が地方にありながら京官だったことについては、黒羽亮太「周防鑄銭司成立の歴史的背景」(前掲)。
- (59) 周防国と中央貴族との結びつきについては、近年、渡辺滋が精力的に研究している。渡辺滋「周防内藤氏の成立」(『山口県立大学大学院論集』二三、二〇二二年)、渡辺滋「古代後

期の周防国と中央政界」(『山口県立大学国際文化学部紀要』二八、二〇二二年)など。なお、撰関期の荘園と列島を覆う人的ネットワークについては、告井幸男「実資家の所領」・「王氏爵事件」(『撰関期貴族社会の研究』塙書房、二〇〇五年)が示唆に富む。手嶋大侑「平安中期の年官と庄園」(『日本歴史』八三〇、二〇一七年)も参照のこと。

(60) 寛平八年(八九六)以降、周防国の納官租穀を割いて、鑄銭司の鑄銭料雑物の直に充てるようになった(『類聚三代格』同年三月四日官符)。推測に過ぎないが、もしこれが後に鑄銭司周辺に便補されたと考えるならば、立荘の際の核になった可能性があるのではなからうか。

(61) 『日本三代実録』同年九月二十七日条。これが周防国ではなく、鑄銭司の申請による神階授与であることがポイントであろう。神階が諸司・諸国の申請によることについては、『新儀式』第四、奉加神位階事。

(62) 八ヶ坪遺跡や下糸根遺跡を鑄銭司関連遺跡とする見方は、すでに大林達夫「周防鑄銭司の所在地について」(前掲)が論じている。

(62) 黒羽亮太「周防鑄銭司成立の歴史的背景」(前掲)。

(64) 真木隆行「周防鑄銭司跡と撰関家領鴻上庄」(前掲)。

(65) 内田は『鑄銭司村史』一六村の記録においても、「なお、江戸時代に各寺社の由来を書いたものや、これをほった石碑な

どがそれぞれの寺社に残っているものがあります。しかしこれらの中には、たまたまその寺社を一そう格式づけるため、史料がはっきりしないにもかかわらず、そのちん座の年代を古くしたり、いろいろりっぱなこじつけをしているので、これをそのまま全部信じてしまうと、村を研究するものにつしまなければならぬことです。」と力説している。